

○令和7年度補正予算

(単位：百万円)

No.	事業名	令和7年度 補正予算額	担当府省庁	備考
1. 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする				
①孤独・孤立の実態把握				
1	若年世代に関する総合的な調査	50	こども家庭庁	新規
1-②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信				
2	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	390	内閣府	
3	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	10の内数	法務省	
1-③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備				
4	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	390	内閣府	再掲
5	こどもの自殺対策推進事業等	120の内数	こども家庭庁	
6	偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進	110の内数	法務省	
7	寄り添い型相談支援事業	110	厚生労働省	

令和7年度補正予算 0.5億円

事業の目的

- 若者は、こどもが成長の過程を経て大人となるまでの移行期の中にあり、その実態は、近年の社会状況の変容により、従来から大きく変化及び多様化していると考えられる。そのような中、就労、教育など各省庁の所管分野ごとの縦割りに陥ることなく、こども家庭庁として若年世代に対する施策についての総合調整を担い、関係施策を推進していくことが求められる。
- そのため、まずは、困っている若年世代、迷っている若年世代、より知りたい、より良い選択をしたいと思う若年世代、社会参画を求める若年世代などの、多様な境遇にある若年世代が現在又は将来にわたり、社会で生きていくためにどのような意識を持っているのかを総合的に把握するための調査を実施し、若年世代に対する施策の企画・立案の基礎資料を得ることを目的とする。

事業の概要

1. 先行して実施されている若年世代に関する調査研究の把握・とりまとめ
各府省や民間機関などにおいて過去に実施された若年世代に関する調査研究について把握・分析・整理を行う。

2. 若年世代に対するアンケート調査の実施
15歳から39歳までの男女約10万人を対象に、以下の事項について調査を行う。

【調査事項（案）】

- ・ 困っていること（家族関係・人間関係、仕事・キャリア、お金、生活・住まい）、
- ・ 迷っていること、より知りたいこと、より良い選択を取りたいと考えていること、
- ・ チャレンジしたいこと、求める社会参画の在り方、
- ・ 自己認識（自己肯定感、幸福感） 等
- ・ 支援の認知、ニーズ、
- ・ 緊急時に頼れるところの認知、
- ・ 若者支援施策・取組の認知度、

※調査票設計にあたっては若者支援団体等との連携を図る。

※「こども若者★いけんぷらす」を活用して、調査回答希望者の回答を可能にする。

実施主体等

【実施主体】 国（委託）

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備

(内閣府孤独・孤立対策推進室)

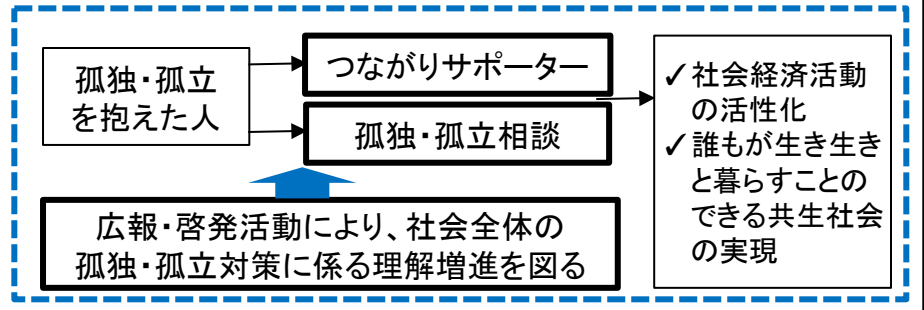
令和7年度補正予算額 3.9億円

事業概要・目的

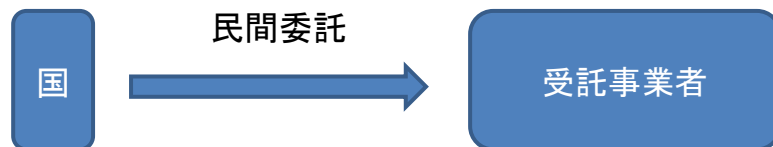
- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑化・多様化する困難を抱える人々を支援につなぐべく対応が求められています。このため、孤独・孤立を抱えた人々が誰一人支援から取り残されない社会を目指し、環境整備に取り組みます。
- そのために、①身の周りの孤独・孤立の問題を抱えている人に関心を持ち、できる範囲でサポートする「つながりサポーター」の養成・普及、②孤独・孤立に悩む人々向けに、孤独・孤立の悩みを受け付ける相談窓口の設置と地域における支援につなげる仕組みの構築に取り組みます。
- また、③孤独・孤立対策に係る広報・啓発活動を通じて社会全体での理解増進を図り、孤独・孤立に陥らないような予防施策を講じていきます。

事業イメージ・具体例

- つながりサポーター養成講座は、地方自治体、職域団体等において、広く一般市民（地域住民や企業・学校関係者等）を対象に実施。
- 孤独・孤立相談は、電話、チャット等の相談窓口を設け、NPO等関係団体との連携を通じて、相談者を支援につなげる仕組みを構築。
- このほか、孤独・孤立対策に係る理解増進を図るための広報・啓発活動をNPO等と連携して実施（キャンペーン活動等）。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立（社会的なつながりの欠如）は、社会的・経済的活動の意欲を減退させるおそれがあることから、つながりを通じた社会経済活動の活性化と、誰もが生き生きと暮らすことのできる共生社会の実現を目指す。

保護司とは

【R7年度補正予算額 9,794千円の内数】
【R8年度予算(案)額 4,874,960千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国883の区域（保護区）に配属され活動している。
- ・ 現員数は約46,000人（充足率は約88%）

3 任期

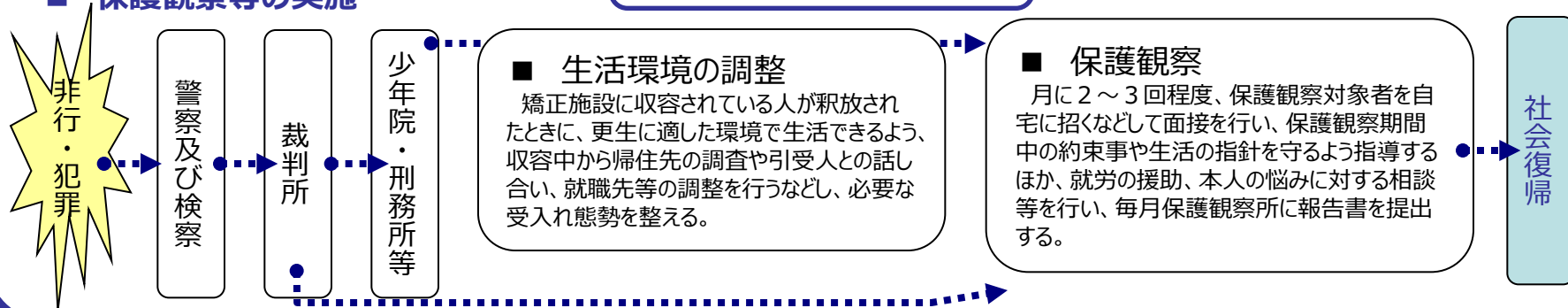
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

令和8年度予算案 : 1.7億円 (0.6億円)
令和7年度補正予算 : 1.2億円

事業の目的

- **令和6年の小中高生の自殺者数は529人と過去最多**を記録したところであり、こうした中、令和7年常会において「**自殺対策基本法の一部を改正する法律**」(議員立法)が成立し、同年6月11日に公布された。この法律では、こどもの自殺対策について、国の責務の追加や**地方公共団体による協議会の設置規定が新設**されたほか、**こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係る自殺対策が追記された**。
- また政府においては、令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」(議長:こども政策担当大臣)を開催し、こどもの自殺対策に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」として取りまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 改正自殺対策基本法や緊急強化プラン等を踏まえ、地方公共団体における**法定協議会の実効性を高めるとともに、広報啓発活動やこどもの自殺に関する要因分析を実施**することにより、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

①法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業 (R8予算案0.6億円 + R7補正1.2億円)

- 法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、協議会の円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルの構築や、こどもの自殺対策に関する相談窓口を設置することにより、運営に係る課題や支援の事例等を把握する。

②こどもの自殺の要因分析 (R8予算案 : 0.2億円)

- 令和7年度に実施した要因分析の結果等を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握を行う。

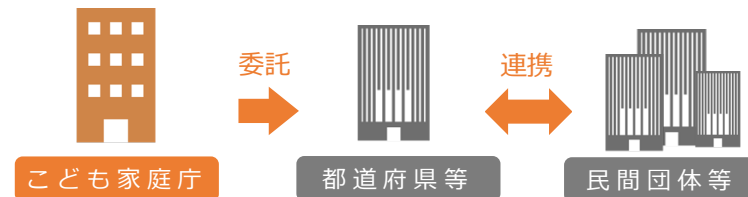
③こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動 (R8予算案 : 0.4億円)

- 中学生や高校生を対象として、自殺対策に関する各種施策の実施やデジタルコンテンツの作成・発信等を行う。

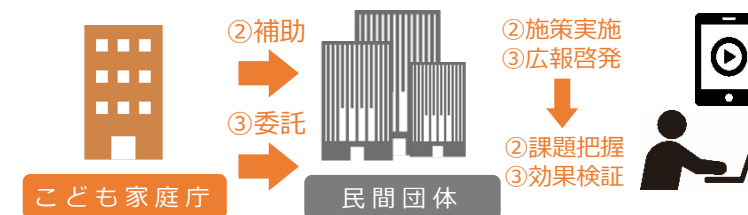
④ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討 (R8予算案 : 0.5億円)

- ICTやAIを活用したリスクの早期発見等のため、今後の取組の推進方策について検討を行う。

【事業①のイメージ】



【事業②・③のイメージ】



実施主体等

【実施主体】①都道府県等 ②・③民間団体 ④国 【補助率等】①～③ : 10/10

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な人権啓発活動を展開
- 法務局職員及び人権擁護委員が、地方公共団体や民間企業等と連携し、地域の実情に応じた人権啓発活動を実施

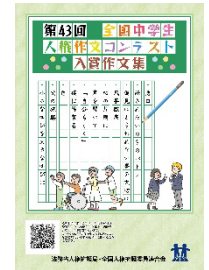
人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和6年度は、約99万人を対象に実施）
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネットによる人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施
- 「ビジネスと人権」に関する国内外の関心を背景に、企業関係者等を対象に、不当な差別やハラスメント等、企業が関わる人権問題についての研修を実施（「大人の人権教室」）



全国中学生人権作文コンテスト

- 第43回目を迎えた令和6年度は、約74万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和6年度は約39万人が参加）



人権啓発冊子・動画

- 人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信



啓発動画
「『誰か』のことじゃない」
感染症編

施策名: 寄り添い型相談支援緊急強化事業

① 施策の目的

- 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るための相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して行う電話相談等を本事業において実施している。
- 近年は、コロナ禍で不安を抱える方が増えたことや、著名人の自殺、LGBTが注目される中、電話相談の繋がりにくさや、多様なニーズを持つ相談者に対応する相談員の人材確保が困難となっている。

② 対策の柱との関係

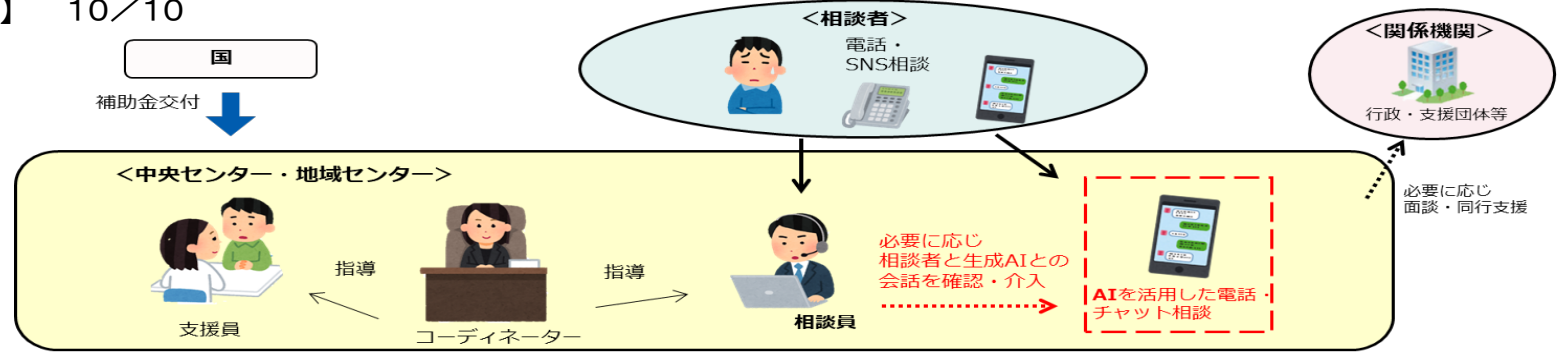
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体
【補助率】 10/10



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談等を活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、相談対応件数の増加に資する。